

令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 （提出している場合には、○印を付けてください。）
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号 <small>※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。</small>	あなたの個人番号	世帯主の氏名			
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所 又は居所 （郵便番号 - ）	あなたとの続柄	配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号		老人扶養親族 （昭28.1.1以前生）	令和4年中的所得		住所又は居所	異動月日及び事由 （令和4年中に異動があった場合に 記載してください（以下同じです。））																				
		あなたとの続柄	生年月日		特定扶養親族 （平12.1.2生～平16.1.1生）	非居住者 である親族			生計を一に する事実																			
A 源泉控除 対象配偶者 （注1）						円																						
B 主たる給与から 控除対象 扶養親族 （16歳以上） （平19.1.1以前生）	1			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円																						
	2			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円																						
	3			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円																						
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円																						
C 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 10px;"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者（注2）</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>（人）</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>（人）</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>（人）</td> </tr> </table>			区分	該当者	本人	同一生計配偶者（注2）	扶養親族	一般の障害者				（人）	特別障害者				（人）	同居特別障害者				（人）	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生		障害者又は勤労学生の内容（この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。）		異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同一生計配偶者（注2）	扶養親族																								
一般の障害者				（人）																								
特別障害者				（人）																								
同居特別障害者				（人）																								
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、（ ）内には該当する扶養親族の人数を記入してください。 （注）1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（令和4年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。																												

D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
					氏名	あなたとの続柄 住所又は居所	
			明・大・昭 平・令				
			明・大・昭 平・令				

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の 扶養親族 （平19.1.2以後生）	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和4年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
2								円
3								円

記載のしかたはこちら



○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要はありません。
 ○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ○この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

1 申告に注意

- この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- 年中途中で職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年中途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払額から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受け取る給与については源泉控除対象配偶者として控除を受ける配偶者(特別配偶者)または控除対象配偶者、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与控除や扶養親族、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合、1か所から受け取る給与の支払額を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和4年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払額を提出する必要があります。
- 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、必要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和4年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払額を提出してください。
- 以下に掲げる親族が非同居者^(注1)である場合には、その親族に係る「親族関係書類」^(注2)をこの申告書に添付してください。
 - 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
 - 障害者控除の適用を受ける配偶者
 - 源泉控除の適用を受ける同一生計配偶者
- また、年末調整において、上記1又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受けるとともに、令和4年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別途作成し「送金関係書類」^(注3)を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄又は「障害者又は勤労学生の内容」欄に送金額等を追加して「送金関係書類」を添付した上で提出してください(上記1に該当する配偶者等申告書に送金関係書類)又は「送金関係書類」を添付し提出する必要がある場合があります。
- 「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。^(注)
 - 「非同居者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
 - 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの場合で、その非同居者があなたの親族であることを証するものをいいます。
 - 外国政府又は海外の地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し
 - 戸籍の附票の写しその他地方公共団体が発行した書類及びその親族の氏名、生年月日及び住所又は居所に記載のあるもの
 - 「送金関係書類」とは、次の書類であったがその非同居者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行つたことを明らかにするものをいいます。
 - 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類
- 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバーを記載してください。
- 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載してください。給与の支払者が、個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。
- 「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- 「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
 - 「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
 - 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。
 - 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載してください。給与の支払者が、個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。
 - 「特定扶養親族」欄には、「特定扶養親族である場合には、特定扶養親族にマイナンバーを記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とし)を差し引いた金額が給与所得金額となります。源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等のも、非課税とされる運用資金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象扶養親族が非同居者である場合には、「非同居者である親族」欄に○印を付けてください。
 - 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非同居者である場合に、年末調整時に、令和4年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
 - 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
 - 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者)の障害者(特別障害者)……学校名と入学生年月日及び令和4年中の所得の種類とその見積額
 - 勤労学生……学校名と入学生年月日及び令和4年中の所得の種類とその見積額
 - 障害者又はマイナンバー(個人番号)については、この欄の記載を要しません。
 - ある同一生計内所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者)しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。を他の所得者の扶養親族等として、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
 - 「住民税に関する事項」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人(平成19年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。
 - 「住民税に関する事項」欄については、控除対象国外扶養親族(国内に住する有しなさい。また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を令和5年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります)。

2 記載に注意

- 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。
- 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載してください。給与の支払者が、個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。
- 「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- 「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
 - 「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
 - 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。
 - 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載してください。給与の支払者が、個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合があります。
 - 「特定扶養親族」欄には、「特定扶養親族である場合には、特定扶養親族にマイナンバーを記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とし)を差し引いた金額が給与所得金額となります。源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等のも、非課税とされる運用資金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象扶養親族が非同居者である場合には、「非同居者である親族」欄に○印を付けてください。
 - 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非同居者である場合に、年末調整時に、令和4年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
 - 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
 - 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者)の障害者(特別障害者)……学校名と入学生年月日及び令和4年中の所得の種類とその見積額
 - 勤労学生……学校名と入学生年月日及び令和4年中の所得の種類とその見積額
 - 障害者又はマイナンバー(個人番号)については、この欄の記載を要しません。
 - ある同一生計内所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者)しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。を他の所得者の扶養親族等として、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
 - 「住民税に関する事項」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人(平成19年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。
 - 「住民税に関する事項」欄については、控除対象国外扶養親族(国内に住する有しなさい。また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を令和5年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります)。

3 扶養親族等の範囲

①「同一生計配偶者」 所得者(この申告書提出する人)をいいます。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与収入金額が103万円以下)の人
②控除対象配偶者 ①の同一生計配偶者のうち、令和4年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者
③源泉控除対象配偶者 所得者(令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下(給与所得だけの場合は、給与収入金額が150万円以下)の人 (注)夫婦の双方が互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
④扶養親族 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下の人
⑤控除対象扶養親族 ④の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(平成19年1月1日以前に生まれた人)
⑥特定扶養親族 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた人)
⑦老人扶養親族 ⑦の老人扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和28年1月1日以前に生まれた人)
⑧同居老親等 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況として居る人
⑨障害者(特別障害者) 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や③の扶養親族で、次のいずれかに該当する人 ▲精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……全て特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 チ 常に就労を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。 ツ 精神又は身体に障害のある人(昭和33年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、ロ又はハニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
⑩同居特別障害者 ①の同一生計配偶者又は③の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況として居る人
⑪寡婦 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和4年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、給与収入金額が6,777,778円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者)と認められる者がいない人(⑩のひとり親に該当する人)を除きます。
⑫ひとり親 所得者本人で、次のすべてに該当する人のうち、令和4年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、夫と離婚した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人 ロ 夫と離婚した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人 イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人、④の扶養親族を有する人
⑬勤労学生 所得者本人で、次のすべてに該当する人 ▲大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校、各種学校(職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生)であること。 (注)専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)が、令和4年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与収入金額が130万円以下)であつて、そのうち給与所得等以外の所得の見積額が10万円以下であること。